

セラミド研究会会則

第1条(名称)

本会は、「セラミド研究会」と称する。

英文名は、「Japanese society for ceramides (JSC)」とする。

第2条(目的)

本会はセラミドやセラミド関連脂質(セラミドが修飾された化合物や代謝産物も含む)に関する研究及びその国際的な普及を計ることを目的とする。

第3条(事業)

本会はその目的を達するために学術集会を年に1回以上開催する。学術集会では、セラミドやセラミド関連脂質に関する研究の発表および討議、情報交換を行う。その他として、本会の目的達成に必要な事業を行なう。

第4条(会員)

本会の会員は本会の目的に賛同し、所定の手続を行なった個人会員、学生会員、法人会員をもって構成する。学術集会での研究発表者は、個人会員または学生会員に限る。

第5条(会費)

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以てこれにあてる。会費については、別途細則に定める。

第6条(役員)

本会に次の役員を置く。その任期は2年とし、再任をさまたげない。

会長	1名
副会長	1名
顧問	数名
運営委員	数名(世話人を含む)

1. 会長は、本会を代表し、運営委員会ならびに総会では議長を努める。副会長は、会長の職務を補佐し、その必要のある場合には、会長の職務を代行する。会長および副会長は、運営委員会の互選により選任される。
2. 顧問および運営委員は、運営委員会を構成し、学術集会をはじめとする本会の運営方針を立案し、これを推進する。顧問は会長が委嘱し、運営委員は運営委員会の推薦により選任される。

3. 世話人は本会の活動を補佐する。世話人は、会長が委嘱する。

第7条(総会)

本会の総会は学術集会の期間中に原則として開催し、会務の報告、会則の改正などを行う。その他、会務の立案、執行などに関する事項を決定する。

第8条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月の1ヵ年とする。役員交代時期も原則として会計年度に合わせる。

第9条(会則の改正)

本会則の改正は総会の決議によるものとする。細則は、運営委員会の決議により立案・改正することができる。

細則

第1条

本会の運営に必要な事項は、この細則に定める。

第2条

会則第5条に定める本会の年会費は次の通りとする。

個人会員 5,000円

学生会員* 2,000円

法人会員(1口) 50,000円

*学生会員資格は1年限りとし、継続できない。但し、再入会はさまたげない。

第3条

本会の学術集会の参加費は次の通りとする。

個人会員 8,000円

学生会員 3,000円

非会員 15,000円

※この会則は、平成20年4月1日より適用する。